

福岡市地下鉄空港線
飲料用自動販売機
設置・運営事業者公募要領

平成30年1月
福岡市交通局営業課

福岡市地下鉄空港線

飲料用自動販売機の設置・運営事業者の公募要領

福岡市交通局では、地下鉄ご利用のお客さまへの利便施設として、空港線飲料用自動販売機の設置・運営事業者（以下、「運営事業者」という。）を公募することとしますので、希望者は次のとおり申込書等を提出してください。

1 募集内容

地下鉄空港線飲料用自動販売機設置・運営事業者の募集

2 募集条件

(1) 募集内容

運営事業者は、交通局が指定する駅構内（別添，配置図面参照）に地下鉄ご利用のお客さまの利便施設として飲料用自動販売機を設置し，運営全般を行っていただきます。

(2) 設置場所

【別紙】地下鉄空港線飲料水自動販売機配置図面のとおり

※ 設置場所の寸法には，原則，使用済み容器の回収ボックス，放熱スペース等を含みます。

- ① 地下鉄空港線 12 駅（参考）平成 29 年 4 月 1 日現在 74 台設置。
室見駅，藤崎駅，西新駅，唐人町駅，大濠公園駅，赤坂駅，天神駅（西口，東口），中洲川端駅（中洲口，川端口），祇園駅，博多駅（博多口，中央口，筑紫口），東比恵駅，福岡空港駅
- ② 自動販売機の設置レイアウト，台数等の企画提案書を提出していただきます。

(3) 許可及び使用料等

① 許可

福岡市交通局公有財産規程第 25 条に基づく，行政財産の目的外使用許可を受けて使用していただきます。

② 設置・運営期間

設置・運営期間は，平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間を原則とします。なお，利便施設としての必要性や使用状況を勘案して支障がないと交通局が判断する場合は，当初交通局が設定した公募条件を変更しないことを前提として，当初許可の日から 5 年を超えない範囲で更新することができます。

③ 使用料

- ア 毎月の売上総額に歩率を乗じた額を納入していただきます。（消費税額含）
ただし，最低使用料は，月額 941 千円（消費税額含）とし，現行の使用料基準額見直しにより，最低使用料が変更する場合がございます。
- イ 毎月の売上額（税抜き）における歩率を応募申込書に記入してください。
- ウ 使用料は，当該月分を翌月の交通局が指定した期日までに納付いただきます。

(参考):平成 28 年度の総売上額は約 1 4 8 , 5 9 5 千円/年(消費税額含)です。

④ **道路占用料相当額**

道路占用料相当額は、1 年間分を当該年度の 4 月 3 0 日までに一括で納付していただきます。

(参考):平成 29 年度の道路占用料相当額は約 8 2 5 千円/年(非課税)です。

⑤ **電気使用料相当額**

電気使用量は、自動販売機の定格消費電力に基づき、交通局が定める算出方法により計算した額とします。

電気使用料相当額は、年 4 回に分けて交通局が指定した期日までに納付していただきます。

(参考):平成 28 年度の電気使用料相当額は約 2 , 9 8 5 千円/年(消費税額含)です。

⑥ **その他の必要経費等**

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の経費は運営事業者の負担とします。

(4) **電子マネー対応機種**の設置

設置する全ての自動販売機は、福岡市地下鉄 I C カード「はやかけん」の電子マネー対応機種とし、交通系 I C カードのみの対応とします。(流通系 I C カード不可)

なお、別途、福岡市交通局と「はやかけん電子マネー利用加盟店契約」が必要です。

(5) **売上金額**の報告

設置した自動販売機の毎月の売上本数、売上金額を売上報告書により、翌月の交通局が指定する期日までに報告してください。

3 申込資格

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 福岡市地下鉄又は他の鉄道事業者の駅構内において、飲料用自動販売機の設置・運営業務(自らが管理・運営するものに限る。)について 2 年以上実績を有すること。
- (2) 運営準備に必要な資金の調達及び継続して使用料の支払い能力があること。
- (3) 市町村税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 営業に必要な許認可・免許を満たすことができること。
- (6) 指定する日までに設置ができること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力的集団の構成員(以下、「暴力団員」という。)でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

4 使用上の制限

- (1) 設置に関する条件を遵守し、使用料等の費用を確実に納付してください。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置期間中、継続的に効力を有する必要があります。
- (3) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- (4) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、交通局側の指示に従ってください。

さい。

- (5) ノンフロン対応やヒートポンプ方式等、省電力及び環境に十分配慮した機種を設置してください。
- (6) 販売品目は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器入り飲料品（乳飲料を含む。）とします。
- (7) 酒類の販売を行うことはできません。
- (8) 標準小売価格を上回る価格で販売することはできません。
- (9) 販売商品と直接関係のない広告の掲示を行うことはできません。
- (10) 運営期間中設置場所に関して、局の事業の用に供するため必要が生じ、設置物の移設又は撤去の要請をしたときはそれに従うこと。

5 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、運営事業者が行ってください。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫管理・補充を適切に行ってください。
- (2) 自動販売機に併設して、空き容器回収ボックスを常時使用可能な状態で設置し、運営事業者の責任で適切に回収・処分を行うとともに、設置場所周辺の清掃を行ってください。また、空き容器の回収ボックスは、前面を透明パネルとするなど、内容物を視認できるものを設置してください。
 - ※ 空き容器回収ボックスは、安全対策上、万一不審物を入れられても視認し易く、防犯対策に配慮したものとし、申込み時までに当局の確認を要します。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認したうえで転倒などの事故が発生しないよう安全に設置してください。
- (5) 自動販売機からの配線は壁等に固定するとともに、コンセントプラグは直接コンセントに差込むこと。また、年1回の差込口付近の清掃を行なってください。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、運営事業者の責任において対応してください。また、緊急時の連絡先を自動販売機本体前面のわかりやすい場所にはっきりと掲示してください。

6 申込手続き

(1) 申込方法

事前に下記(2)申込先に電話したうえで、交通局総務部営業課営業係担当者へ直接ご持参ください。

※郵便、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

【受付期間】

平成30年1月25日（木）～平成30年1月31日（水）

午前9時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 申込先（問い合わせ先）

〒810-0041

福岡市中央区大名2丁目5番31号（交通局6階）

福岡市交通局 総務部 営業課

TEL (092) 732-4229

(3) 必要書類

提出書類	様式等
① 飲料用自動販売機運営事業応募申込書	・ 様式 1
② 企画書	・ 様式 2
③ 自動販売機設置レイアウト	・ 設置イメージ・台数
④ 市町村税を滞納していないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。 ・ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。 ・ 外国企業で日本国内に支店等がない者は提出不要。
⑤ 消費税及び地方税納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。 ・ 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること。(「その3の2」「その3の3」でも可)。 ・ 外国企業で日本国内に支店等がない者は提出不要。
⑥ 最近2年分の財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
⑦ 会社経歴書又は会社概要	
⑧ 代表者経歴書	
⑨ 登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局発行の現在事項全部証明書を提出(履歴事項全部証明書でも可)
⑩ 役員等名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 3 に、代表者及び役員(委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。 ・ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために福岡県警察本部へ照会することに使用する。 ・ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)
⑪ 設置予定の自動販売機カタログ	

(4) その他

- ① 提出書類及び企画書の記載内容は、詳細に記入してください。なお、後日ヒアリングを行う場合があります。
- ② 必要により、その他の書類を提出していただく場合があります。
- ③ 自動販売機設置場所については、給排水設備はありません。
- ④ 自動販売機搬入等は日程等打合せの上おこなっていただきます。
- ⑤ 現地にて、設置場所の確認をおこなってください。

7 応募書類等の取扱い

- (1) 応募事業者が作成した応募書類等について、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、すべて公開します。
(注) 情報公開条例第7条に掲げる非公開情報とは、個人情報及び公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、などをいう。
- (2) 当局は、選定過程において、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、応募書類等の全部又は一部（個人情報を含む。）を提供します。
- (3) 提出された応募書類等は、理由の如何を問わず返却しません。
- (4) 当局が提示する募集要領等の著作権は当局に帰属し、応募者が提出した応募書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。
- (5) 当局は、手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、応募書類等の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の発表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、企画書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (6) 申込書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

8 公募要領内容の質問及び回答

本公募内容等に関する質問については、電子メールのみの受付といたします。

質問書（様式第4号）に記載のうえ、提出をお願いいたします。

- (1) 質問期間
平成30年1月9日（月）から1月19日（金）17時まで
- (2) 質問受付
電子メールアドレス（araki.m03@city.fukuoka.lg.jp）に質問書を添付し、送信してください。また、質問書を提出した旨を電話にて連絡してください。
- (3) 回答方法
質問に関する回答は、受付後3営業日を目途に質問者に送付するとともに、交通局ホームページ（<http://subway.city.fukuoka.lg.jp/>）に掲載し、本要綱の一部とみなします。
なお、回答後の質問は受け付けません。

9 運営事業者の決定等

(1) 運営事業者選定委員会を設置し、歩率及び企画書から総合的に判断をおこない委員会にて選定します。

(2) 運営事業者採点基準

	項目	考え方	点数
1	使用料歩合	最高歩合 80 点を基準に提示歩合により積算	80 点
2	販売商品・品揃え	豊富な品揃えを実現するため、品揃え数を採点	30 点
	節電および環境対策	節電および環境配慮機能の搭載がなされているか採点	
	商品の補充体制	商品補充の頻度等を採点	
	故障・クレーム時の対応並びに体制	迅速に対応できるかを採点	
	販売機器の付加機能	災害対応型自動販売機の設置及びユニバーサルデザイン等付加機能の提案から採点	
	空き容器回収の体制	空き容器回収の頻度等を採点	
3	レイアウト・設置台数、提案事項等	レイアウト・設置台数、提案事項 等から採点	10 点
計			120 点

(3) 運営事業者の選定結果については、平成 30 年 2 月中旬に全ての応募者へ E メールによる文書にて通知します。

10 運営事業者の取消

提出書類に虚偽の申請があった場合や申込資格を満たさなくなった場合は、決定を取り消すことがあります。

11 運営開始時期

地下鉄空港線飲料用自動販売機の設置運営は、平成 30 年 4 月 1 日開始とします。

12 その他

本公募要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市交通局公有財産規程、その他関係法令等の定めるところによります。

◇ 公募要領配布から営業開始までの流れ

